

事 務 連 絡
平成 2 6 年 6 月 3 日

各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課 殿
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 担 当 課

文 部 科 学 省 生 涯 学 習 政 策 局
生 涯 学 習 推 進 課 専 修 学 校 教 育 振 興 室

拡充された教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練について

平素より専修学校教育において御理解・御協力を頂いておりますことに感謝申し上げます。

今般、厚生労働省より、標記について別添のとおり周知依頼がありました。

厚生労働省では、労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を教育訓練給付金として支給しています。

今般、雇用保険法の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 1 3 号。教育訓練給付金に係る改正規定は、本年 1 0 月 1 日施行）の成立により、非正規雇用労働者である若者をはじめとした労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練について、教育訓練給付金が拡充されることとなりました。これに伴い、拡充される教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の支給の対象となる教育訓練（以下「専門実践教育訓練」という。）等について規定する雇用保険法第 6 0 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準を定める件（平成 2 6 年厚生労働省告示第 2 3 7 号）が、平成 2 6 年 5 月 1 6 日に公布されました。

専門実践教育訓練は、業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程や専門学校等の職業実践専門課程のうち、一定の基準を満たす教育訓練も対象としています。

このため、都道府県専修学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校主管課におかれましては、所管の専修学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学におかれましては管下の専修学校に対して、このことについて周知いただきますようお願いいたします。

【担当】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係（春田、江森）

TEL:03-5253-4111（内線:2915）

FAX : 03-6734-3715

能育発 0530 第 4 号

平成 26 年 5 月 30 日

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室長
文部科学省高等教育局専門教育課 殿
専 門 職 大 学 院 室 長

厚生労働省職業能力開発局
育 成 支 援 課 長

拡充された教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練について

今般、雇用保険法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 13 号。教育訓練給付金に係る改正規定は、本年 10 月 1 日施行）の成立により、非正規雇用労働者である若者をはじめとした労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練について、教育訓練給付金が拡充されることとなりました。これに伴い、拡充される教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の支給の対象となる教育訓練（以下「専門実践教育訓練」という。）等について規定する雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準を定める件（平成 26 年厚生労働省告示第 237 号）が、今日 16 日に公布されました。

専門実践教育訓練の対象は、①業務独占資格及び名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程、②専門学校の職業実践専門課程及び③専門職学位課程のうち一定の基準を満たす教育訓練であり、その指定基準の主な内容は下記のとおりですので、貴職において所管されている教育訓練施設に対し、本制度に係る積極的な周知をよろしくお願いいたします。

なお、現行の教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練については、本年 10 月 1 日以降は、専門実践教育訓練へ移行するものを除き、「一般教育訓練」として、引き続き、現行の給付内容等と同様の教育訓練給付金（一般教育訓練給付金）の支給の対象となります。

記

第 1 専門実践教育訓練給付金の概要

通算して 2 年以上の雇用保険の被保険者期間（2 回目以降に受給する場合は通算

して10年以上の被保険者期間)を有する者が、専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練(原則2年以内。資格につながる場合は3年以内)を受講する場合には受講費用の4割、資格取得等し就職に結びついた場合には受講費用の2割が追加支給(合計6割。年間上限額48万円)されるものであること。

第2 専門実践教育訓練に係る指定基準の主な内容

1 教育訓練の内容等

(1) 当該教育訓練の内容等が、次のいずれかに該当するものであり、かつ、趣味的・教養的な教育訓練又は入門的・基礎的な水準の教育訓練に該当しないこと。

① 業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

ア 公的職業資格のうち業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

イ 当該教育訓練の期間が、1年以上3年以内であり、かつ、当該資格の取得に必要な最短の期間であること。ただし、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設及び精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第7条第2号に規定する精神保健福祉士短期養成施設についてはこの限りでないこと。

② 専門学校の職業実践専門課程

ア 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成25年文部科学省告示第133号)に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したものであること(上記①に該当するものを除く。)

イ 当該教育訓練の期間が2年であること。

③ 専門職学位課程

ア 学校教育法に基づく専門職大学院の専門職学位課程であること。

イ 当該教育訓練の期間が2年以内(資格の取得につながるものにあつては、3年以内であり、かつ、当該資格の取得に必要な最短の期間)であること。

(2) 当該教育訓練の実績が、次のいずれにも該当するものであること。

① 業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

ア 目標資格に係る受験率(入講者数に占める受験者数の割合)が80%以上であること。

イ 目標資格に係る合格率(受験者数に占める合格者数の割合。以下同じ。)が当該資格試験の受験者全体の平均合格率以上であること。

ウ 就職・在職率(訓練を修了した教育訓練給付金の受給者数(当該受給者が著しく少ない場合及び最初の指定申請時に限り入講者。施行時の指定申請にあつては修了者として差し支えない。)に占める就職者及び在職者の割合。以下同じ。)が80%以上であること。

② 専門学校の職業実践専門課程

就職・在職率が80%以上であること。

③ 専門職学位課程

- ア 就職・在職率が80%以上であること。ただし、法科大学院については、就職の時期が他とは異なることから、当該基準に替わり、司法試験の合格率が当該司法試験の受験者全体の平均合格率以上であること。
- イ 直近の学校教育法第109条第2項に基づく機関別評価及び同条第3項に基づく専門職大学院評価において、認証評価結果が適合に相当する水準であること。
- ウ 定員充足率(入学定員に占める入学者の割合)が60%以上であること。

2 教育訓練実施者が実施することとなる専門実践教育訓練の指定に伴う事務

専門実践教育訓練の指定に伴い、教育訓練施設は、次に掲げる専門実践教育訓練に係る給付制度の事務等を適正に実施するものであること。

- (1) 専門実践教育訓練給付の受給を希望する受講者に対し、受講前に、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証が公共職業安定所から交付されているか確認すること。
- (2) 専門実践教育訓練給付の受給者に対し、支給単位期間(原則6カ月)毎又は修了時に、あらかじめ定めた受講認定基準又は修了認定基準に基づき、受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書を適正に発行すること。また、受講者が教育訓練支援給付金(※)の受給者である場合には、支給単位期間(原則2カ月)毎に教育訓練支援給付金受講証明書を発行すること。
 - ※ 専門実践教育訓練給付金の支給対象者のうち45歳未満の離職者であって初めて同給付金を受給する者に対し、同教育訓練中に、失業の認定を受けた日について、離職前賃金に基づき算出した額(基本手当の半額)を2カ月毎に給付する制度
- (3) 受講費用に係る領収書を適正に発行すること。
- (4) その他専門実践教育訓練に係る給付制度の適正な運営に必要な事務を実施すること。

3 適用日等

(1) 適用日

指定基準は、平成26年10月1日から適用すること。

(2) 経過措置

平成26年10月1日前に厚生労働大臣に教育訓練給付金の支給の対象として指定されていた教育訓練であって、専門実践教育訓練に該当することとなった教育訓練について、同日以降に、専門実践教育訓練に係る実績等の指定基準を満たさないものの、一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、平成30年3月31日までの間、一般教育訓練として指定を受けることができること。ただし、この場合の指定有効期間は平成30年3月31日までであること。

第3 指定手続

1 指定日等

専門実践教育訓練の指定は、4月1日及び10月1日の年2回行われ、指定の有効期間は3年間であること。

2 指定の申請

(1) 申請に必要な書類等

「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の講座指定を希望される方へ（教育訓練施設向けパンフレット）」及び申請書類の様式等を厚生労働省ホームページからダウンロードし、専門実践教育訓練実施状況調査票等の申請書類を作成の上、提出すること。

(2) 申請書類の提出先

中央職業能力開発協会 能力開発支援部キャリアアップ支援課
〒160-8327 新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビル
(電話03-6758-2828・2827)

(3) 申請受付期間

① 本年10月1日指定分

平成26年5月22日～平成26年6月20日（消印有効）

② 平成27年4月1日指定分

平成26年10月上旬～平成26年11月上旬（予定）

(4) 指定可否結果の通知

① 本年10月1日指定分

平成26年8月中旬から順次発送

② 平成27年4月1日指定分

平成26年10月初旬から中旬受付分の指定可否結果通知は12月中、平成26年10月中旬から11月上旬受付分の指定可否結果通知は平成27年1月中（予定）。

【指定基準に係る問い合わせ先】

厚生労働省職業能力開発局育成支援課
中長期的キャリア形成支援係、教育訓練講座係
(電話03-5253-1111)

教育訓練給付（専門実践教育訓練）の 各種手続き書類の受付期間（提出期限）について

教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の講座指定に関する各種手続き書類の受付期間（提出期限）は以下のとおりです。期限を過ぎた場合の受付は一切行っていませんので、ご留意下さい。

I 専門実践教育訓練の新規指定及び現在指定されている教育訓練から専門実践教育訓練への移行（専門実践教育訓練の指定基準を満たさなかった場合、一般教育訓練の指定を希望するものを含む）に関する手続き（平成26年10月1日指定分）

・平成26年5月22日（木）～平成26年6月20日（金）（消印有効）

II 指定可否結果の通知

・平成26年8月中旬から9月中旬にかけて順次発送します。

III 次回の提出受付

・次回（平成27年4月1日指定分）の受付は、平成26年10月上旬から11月上旬の予定です。

なお、平成26年10月初旬から中旬受付分の指定可否結果の通知は12月中、平成26年10月中旬から11月上旬受付分の指定可否結果の通知は1月中を予定しています。

詳細は厚生労働省のホームページ等にてご案内しております。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounou_ryoku/career_formation/kyouiku/index.html

お問い合わせ先：厚生労働省職業能力開発局育成支援課
03-5253-1111
中央職業能力開発協会キャリアアップ支援課
03-6758-2828・2827

10月から拡充予定の「教育訓練給付金」の対象となる講座をまもなく決定します

10月1日から「教育訓練給付金」の給付内容を拡充します。新しい制度では、中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働省が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座を受講した場合に、給付金の給付割合が引き上がります。

新しい制度の対象となる講座は、8月中旬から順次決定、公表します。厚生労働省のホームページでもお知らせしますので、ご確認ください。

[拡充対象となる講座]

次の1～3のうち、資格試験の受験率及び合格率、就職・在職率などの指定基準を満たすものとして、厚生労働大臣が指定した講座（専門実践教育訓練※）が対象となります。

※ 現行の教育訓練給付制度の対象訓練は、10月1日以降も「一般教育訓練」として、現在の給付内容のままご利用いただけます。

1 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程※1

[訓練期間は1年以上3年以内（職業能力開発局長の定める1年未満の養成課程を含む）]

対象となる業務独占資格※2

助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師、柔道整復師、美容師、理容師、測量士、電気工事士、建築士、海技士、水先人、航空機操縦士、航空整備士

対象となる名称独占資格※3

保健師、調理師、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、製菓衛生師

等

- ※1 養成施設の課程とは、国や地方公共団体の指定などを受けて実施される課程で、
①訓練修了で公的資格を取得 ②公的資格試験の受験資格を取得 ③公的資格試験の一部免除が可能になる課程
- ※2 資格を持たずに業務を行うことが法令で禁止されている資格
- ※3 資格がなくても業務を行うことはできるが、その名称の使用は法令で禁止されている資格
- ※4 必置資格（事業所などで管理監督者などとして有資格者の配置が義務づけられている資格）は、上記※2及び※3の定義にある法令上の禁止規定がない場合にはこれらの資格に該当しないため、新しい教育訓練給付制度の対象講座にはなりません

2 専門学校の職業実践専門課程 [訓練期間は2年]

専修学校の専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身に付けられるよう教育課程を編成したものと文部科学大臣が認定したもの

3 専門職大学院 [訓練期間は2年または3年以内]

高度専門職業人の養成を目的とした課程

平成26年10月1日からの教育訓練給付制度の概要

10月1日以降は「一般教育訓練」と「専門実践教育訓練」の2種類になります。

[拡充内容]

<10月1日からの支給内容>

	一般教育訓練 (現行の教育訓練)	専門実践教育訓練
支給額 (受講者が支払った訓練 経費×右欄の割合)	20%	40% (受講修了日から1年以内に資格取得等 し、かつ、被保険者として雇用された 又は雇用されている場合等には20%を 追加支給)
支給額の上限	10万円	32万円/年 (上記20%の追加支給を受けた場合に あっては48万円/年)
支給期間	最長1年	原則2年 (資格につながる場合は最長3年)

※ 45歳未満の離職者が下記1の支給対象に該当する場合には、離職前の給与に基づいて算出された金額（基本手当の半額）が受講中に給付される教育訓練支援給付金制度が創設されました（平成31年3月31日までの暫定措置）。

[支給対象]

専門実践教育訓練に対する教育訓練給付金の支給対象となる方は、以下の1又は2に該当する方です。

1 10月1日以降に、初めて受給する場合

受講開始日前までに通算して**2年以上**の雇用保険の被保険者期間を有している方

(10月1日前に教育訓練給付を受給した場合は、その受給に係る訓練の受講開始日から今回の受講開始日前までに、通算して2年以上の被保険者期間が必要です。)

2 10月1日以降に、2回目以降として受給する場合

前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までに、通算して**10年以上**の雇用保険の被保険者期間を有している方

(10月1日以降に「一般教育訓練」の給付を受けた場合、次に専門実践教育訓練の給付を受給するためには、その受給に係る訓練の受講開始日から今回の受講開始日前までに、通算して10年以上の雇用保険の被保険者期間等が必要となりますので、ご注意ください。)

※ 専門実践教育訓練給付を受ける場合には、前回受給から今回受講開始日前までに10年以上経過していることが必要です。

(参考)

雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準

(平成 26 年厚生労働省告示第 237 号)

- 1 雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練を実施する者は、次のいずれにも該当するものであることとする。
 - 一 当該教育訓練を継続的に安定して遂行する能力を有するものであること。
 - 二 当該教育訓練を適切に実施するための組織、設備を有するものであること。特に、雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 101 条の 2 の 7 第 2 号に規定する専門実践教育訓練(以下「専門実践教育訓練」という。)については、当該教育訓練が行われる施設ごとに、当該施設において行われる教育訓練の適正な実施の管理に係る専任の責任者、苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行する担当者及び受講者からの手続に関する問合せ等に常時対応する担当者が置かれていること。
 - 三 厚生労働省が行う調査等に協力し、かつ、その指導及び助言に従うものであること。
 - 四 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 当該教育訓練の運営における不適正な行為等により指定(雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項の規定による指定をいう。以下同じ。)を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人又は団体である場合においては、当該取消しの理由となった事実があったときに、当該法人又は団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)であった者で、その取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)であること。
 - ロ 当該教育訓練を実施する者が法人又は団体である場合にあつては、当該法人又は団体の役員のうち、イに該当する者がいること。
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、教育訓練を実施する者として著しく不適當であると認められる者であること。
 - 五 教育訓練給付制度に係る事務等を適正に実施するものであること。
- 2 雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練の内容等は、次のいずれにも該当するものであることとする。
 - 一 当該教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであつて、当該訓練内容及び訓練期間等が、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 雇用保険法施行規則第 101 条の 2 の 7 第 1 号に規定する一般教育訓練(以下「一般教育訓練」という。)については、次のいずれにも該当するものであること(ロに該当するものを除く。)
 - (1) 次のいずれにも該当するものでないこと。
 - (i) 趣味的又は教養的な教育訓練
 - (ii) 入門的又は基礎的な水準の教育訓練
 - (iii) 職業に関する免許資格に係る試験又は検定の準備のための教育訓練のうち、当該教育

訓練に係る免許資格又は検定が、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていないもの

- (2) 次のいずれかに該当するものであること。
 - (i) 公的職業資格（資格又は試験であって国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するものをいう。以下同じ。）又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするものであること。
 - (ii) (i) に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なものであること。
- (3) 次に掲げる訓練内容の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものであること。ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学院の修士課程若しくは博士課程又は国若しくは地方公共団体の指定等を受けて実施される当該教育訓練の修了により公的職業資格を取得できる課程、公的職業資格に関する試験の受験資格を取得できる課程又は公的職業資格に関する試験の一部免除となる課程（以下「養成課程」という。）については、3 年以内とし、かつ、訓練の期間及び時間の下限を適用しないものであること。
 - (i) 通学制 訓練期間が 1 ヶ月以上 1 年以内であり、かつ、受講時間が 50 時間以上であること。
 - (ii) 通信制 訓練期間が 3 ヶ月以上 1 年以内であること。

ロ 専門実践教育訓練については、次のいずれにも該当するものであること。

- (1) イ (1) (i) 及び (ii) に該当するものでないこと。
- (2) 次のいずれかに該当するものであること。
 - (i) 公的職業資格のうち業務独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格をいう。）又は名称独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格をいう。）の取得を訓練目標とする養成課程であって、当該教育訓練の期間が、1 年以上 3 年以内であり、かつ、当該資格の取得に必要な最短の期間であること（中長期的なキャリア形成に資するものとして、職業能力開発局長の定める訓練期間が 1 年未満の養成課程を含む。）。
 - (ii) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成 25 年文部科学省告示第 133 号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したものであって、当該教育訓練の期間が 2 年であること。
 - (iii) 学校教育法に基づく専門職大学院の専門職学位課程であって、当該教育訓練の期間が 2 年以内（資格の取得につながるものにあつては、3 年以内でその取得に必要な最短の期間）であること。

二 教育訓練の開始、修了及び検証等について、次のいずれにも該当するものであること。

- イ 当該教育訓練について、開始時期が明確にされているものであること。
- ロ 当該教育訓練の内容、対象となる者、目標及び修了基準が明確にされているものであること。

- ハ 当該教育訓練を実施する者が、当該教育訓練について、適切に受講されたことを確認し、修了させるものであること。特に、専門実践教育訓練については、教育訓練給付金等の支給の期間ごとに訓練の受講状況や到達状況を確認し、証明するものであること。
- ニ 当該教育訓練を修了した者における目標資格等(当該教育訓練がその取得を目標とする公的職業資格又は学位等をいう。以下同じ。)に係る受験等の状況及びその結果等が適切に把握されるとともに、当該教育訓練の効果が検証されるものであること。
- 三 当該教育訓練について、適切に指導することができる指導者を有すると認められるものであること。
- 四 当該教育訓練の教材が、当該教育訓練の内容、受講に要する費用等に照らし、適正なものであること。
- 五 当該教育訓練の実績が、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 当該教育訓練と同じ課程の教育訓練が、原則として、最近の年度において実施されたことがあるものであること。また、再指定を希望する教育訓練については、当該教育訓練の前回指定期間に教育訓練給付金の支給実績があるものであること。
 - ロ 目標資格等に係る受験等の状況及びその結果等の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。特に、専門実践教育訓練については、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 第1号ロ(2)(i)に該当する教育訓練については、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。
 - (2) 第1号ロ(2)(ii)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。
 - (3) 第1号ロ(2)(iii)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況、学校教育法第109条第2項及び第3項に規定する認証評価の結果及び定員充足率の実績等からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。
- 六 当該教育訓練の受講に関し、広く労働者一般を対象としたものであり、受講者の年齢、性別等に係る不合理な制限を設けているものではなく、かつ、教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者を区別するものでないこと。
- 七 教育訓練の受講に係る費用が、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 当該教育訓練に係る入学料及び受講料(雇用保険法第60条の2第4項に規定する費用をいう。以下「教育訓練経費」という。)の合計額が20,005円以上であること。
 - ロ 当該教育訓練に係る教育訓練経費その他受講者の納入すべき費用(以下「受講費用」という。)が、当該教育訓練を運営するため必要な範囲内で合理的に算定された額であって、かつ、他の同様の教育訓練に係る受講費用の水準等からみて当該額が適正であると認められるものであること。
 - ハ 当該教育訓練に係る受講費用について、教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者との間で、異なる取扱いをするものではないこと。
- 八 教育訓練に関する事項の公開に関し、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 次に掲げる全ての事項が適切に公開されるものであること。

- (1) 当該教育訓練に関する次に掲げる事項
 - (i) 当該教育訓練の内容及び目標
 - (ii) 当該教育訓練の受講者となるための要件
 - (iii) 当該教育訓練の受講の実績
 - (iv) 当該教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法
 - (v) 当該教育訓練の修了基準並びに修了を認定する時期及びその方法
 - (vi) 当該教育訓練の受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法
 - (vii) 当該教育訓練の目標の達成の状況
 - (viii) その他必要な事項

(2) 当該教育訓練の目標に関する情報

(3) 教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項

(4) 当該教育訓練に係る販売代理店等（契約関係の有無及びいかなる名称によるかを問わず、販売代理店、販売取次店、販売代理員その他当該教育訓練を販売する者の全てをいう。以下同じ。）の氏名及び所属（法人又は団体にあつては、名称及び所在地）

(5) その他必要な事項

ロ イ(1)及び(3)に掲げる事項を記載した明示書が受講申込者等に対して交付されるものであること。

九 当該教育訓練の販売、募集、勧誘の活動等（以下「販売活動等」という。）に関し次のいずれにも該当するものであること。

イ 次に掲げる全ての業務を行う販売活動管理責任者が置かれていること。

(1) 当該教育訓練に係る販売活動等（販売代理店等が行う販売活動等を含む。以下同じ。）の実態を把握するとともに、当該販売活動等が適正に行われていることを確認し、及びこれを管理すること。

(2) ロに規定する窓口の業務を監督すること。

(3) ハに掲げる措置の適切な実施を確保すること。

(4) その他適正な販売活動等の実施を確保すること。

ロ 当該教育訓練に係る販売活動等に関する苦情、不適正な販売活動等に関する情報を受けるための窓口が設けられていること。

ハ 販売代理店等について、次に掲げる全ての措置が講じられるものであること。

(1) 販売代理店契約の締結時等における厳正な審査

(2) 販売代理店等の把握及び販売代理店等に係る台帳の整備

(3) 販売代理店等に対する教育訓練給付制度の周知

(4) 販売代理店等が販売活動等に用いるパンフレット類、リーフレット類及びマニュアル類の入手

(5) 販売代理店等に対する定期的な点検及び指導

(6) その他販売代理店等による不適正な販売活動等を防止するための措置

ニ 当該教育訓練に係る販売活動等が、次のいずれにも該当するものでないこと。

(1) 教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者を区別したものであること。

(2) その他教育訓練給付制度の趣旨等に照らし不適正と認められるものであること。

附 則

- 1 この告示は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に雇用保険法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 13 号）による改正前の雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、第 2 項第 1 号ロ（2）に該当し、かつ、同項第 5 号ロに該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。ただし、当該指定は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。